

## 府民公募型安心・安全整備事業審査委員会（京都市域） 開催結果

日 時 平成23年10月13日（木） 10:00～11:10  
場 所 府庁旧館会議室 2-1  
委 員 同志社大学政策学部教授 今川 晃（座長）  
京都商工会議所産業振興部長 稲垣 繁博（代理出席 外池まちづくり推進担当課長）  
京都市建設局長 西村 文治（代理出席 横木技術総括担当部長）  
京都府総務部長 黒瀬 敏文  
京都府建設交通部長 伊勢田 敏（代理出席 杉山建設交通部副部長）  
京都府教育委員会管理課長 石田 斉（欠席）  
京都府警察本部交通規制課長 富永 良介

### 1 提案状況の報告について

応募状況について報告

- ・ 京都市域 129件  
（建設関係18件、教育関係2件、警察関係108件、その他1件）
- ・ 府内全域 1,667件  
（建設関係1,315件、教育関係4件、警察関係337件、その他11件）

### 3 事業実施報告について

府民提案型事業60件について審査し、技術審査結果のとおり17件について実施が  
適当と認められた。また、市町村協働型事業2件について実施報告し、全件実施が適当  
と認められた。

	府民提案型審査件数	市町村協働型実施報告
・ 警察関係	60件（うち 17件実施）	2件

### 3 委員の主な意見について

- ・ 整理番号47の自転車専用通行帯設置について、歩道の切り下げが必要と考えられるが、所管の土木事務所とは調整はできているのか。  
→調整済である。
- ・ 整理番号47は、二条城周辺の道路の一部に自転車専用通行帯を設置されるようだが、部分的な設置で効果はあるのか。  
→自転車専用通行帯については、連続して設置することが望ましいが、今回のケースは、ランニングを楽しまれる方や観光客も多い箇所であり、部分的な設置で効果があると考えている。
- ・ 自転車の通行は、左側走行等による歩行者の安全確保が原則であるが、住民からは自転車道等の確保の要望が多いのが現状。  
自転車専用通行帯の設置には、道路管理者と警察が連携して行うことが重要。

- ・個別調書の今後の対応の記載について、物理的要件のみで「実施しない」と記載しているものがあるが、本日の説明で、実施しない他の理由を口頭説明されている案件があった。

「実施しない」とした案件については、理由を府民に丁寧に説明する必要があるため、今後の対応の記載にはご留意願いたい。

- ・個別調書は、公開しているのか

→府民からの要望があれば提示を行うとともにHPでも公開を行っている。

- ・整理番号43の駐車禁止と速度制限については、実施しないという整理となっているが、対応案において速度制限については、他事業で実施済となっているので、提案者への結果通知の際には、実施済の点について、十分説明願いたい。

- ・横断歩道の設置は、大切なことと考えられるが、横断歩道があっても速度を落とさない車があるのが実情である。ソフト（交通教育）対策もよろしく願いたい。

- ・視覚障害者用の信号機に関して設置基準はあるのか。

→道路の幅員等の基準はないが、設置には「視覚障害者の通行実態」、「歩行者用の信号機の有無」「点字ブロックの設置の有無」を勘案して設置することとなる。

視覚障害者用の信号機は、終日、音を鳴らすこととなるので、設置後のトラブル防止のため付近住民の了承を得ることが重要。

音の関係で反対されるケースもあるが、設置必要箇所には、視覚障害者協会と連携して必要性の説明を行っている。